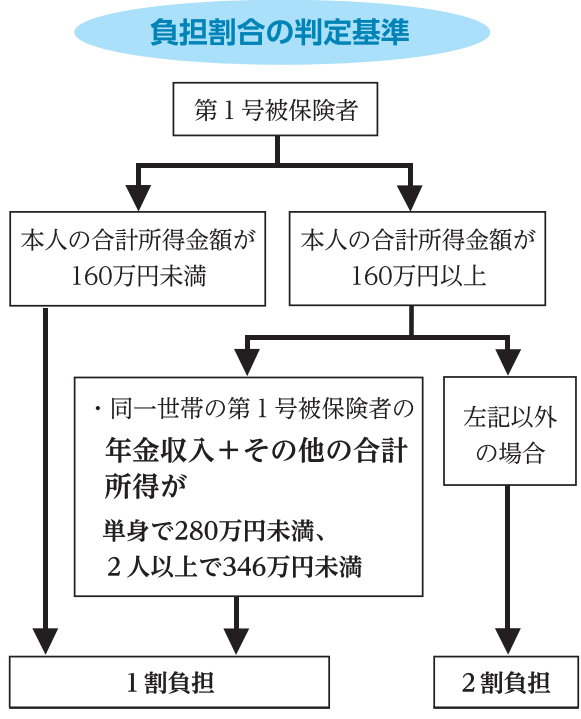


# 介護保険負担割合証を 7月中に発送します

平成27年8月1日から、一定以上の所得のある第1号被保険者の自己負担が2割になったことにより、介護保険の認定を受けている方に、負担割合（1割又は2割）を記載した「介護保険負担割合証」を送付しています。平成29年8月1日以降の負担割合を記載した負担割合証は、平成29年7月中に送付します。なお、初めて介護認定を受けた方については、随時、介護保険被保険者証と併せて送付します。

※世帯構成や収入などに変動が生じた場合、負担割合が変更となる場合があります。



## 介護保険負担限度額認定の更新のご案内

介護保険負担限度額認定の更新の時期がきました。平成29年7月より受付可能となっております。現在認定を受けている方も引き続き認定を希望される場合、毎年申請が必要となっておりますのでご注意ください。適用要件は一覧のとおりです。なお、認定を持っていない方の申請は随時受付しています。

負担段階	対象者	負担限度額（日額）				
		部屋代		食費		
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方</li> <li>生活保護等を受給されている方</li> </ul>	左記の要件に加えて、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下の方が第1から第3段階の対象者です。	多床室	0円	300円	
			従来型個室	（特養等）		320円
				（老健・療養等）		490円
			ユニット型準個室	490円		
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方</li> </ul>	左記の要件に加えて、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下の方が第1から第3段階の対象者です。	多床室	370円	390円	
			従来型個室	（特養等）		420円
				（老健・療養等）		490円
			ユニット型準個室	490円		
			ユニット型個室	820円		
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方</li> </ul>	左記の要件に加えて、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下の方が第1から第3段階の対象者です。	多床室	370円	650円	
			従来型個室	（特養等）		820円
				（老健・療養等）		1,310円
			ユニット型準個室	1,310円		
ユニット型個室	1,310円					
第4段階	・上記以外の方		負担限度額なし（施設との契約額を支払うことになります）			

**【お問い合わせ先】** 市介護福祉課介護・ながいき担当（市役所1階） ☎ 32・3507 / FAX 35・0272  
Mail: kaigofukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp